弥富中学校いじめ防止基本方針

2023年4月1日版

1 はじめに

(1)いじめの定義

児童生徒と一定の人間関係(※1)のある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響(※2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

<平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法第2条 以下「法」とする>

- (※1) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児 童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グルー プ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (※2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる心身の苦痛に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 基本的な認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを 十分認識する。

- 「弱いものをいじめることは人として許されない」という認識をもつこと。
- ・ いじめられている子どもの立場に寄り添った親身の指導を行うこと、いじめる側の子ど もの生育背景にも十分に目を向けること、また傍観者の子どもへの指導も怠らないこと。
- ・ いじめ問題は、学校の姿勢や取組、教師の子どもへの指導の在り方を問われる問題であること。
- ・ いじめ問題は、「未然防止」・「早期発見」・「早期解決」を心がけること。
- ・ 学校・家庭・教育関係諸機関・地域社会等のそれぞれが役割を果たし、連携しあうことが肝要であること。

2 学校の使命

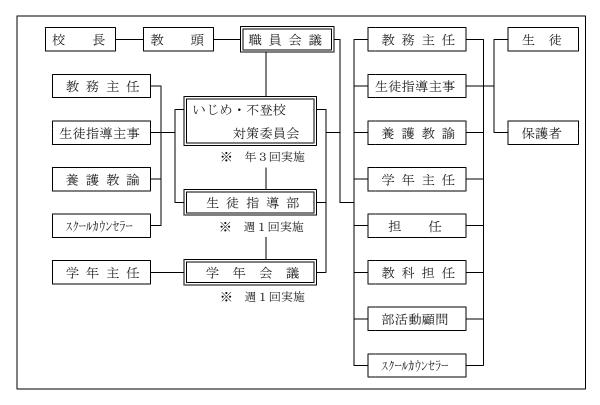
- (1) 実効性ある指導体制の確立
- ① 校長のリーダーシップ

校長のリーダーシップのもとで、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。また、密接な情報交換により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

校長、教頭、生活指導主事等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ指導・助言する。 その対応状況等について、逐次報告を受け、その解決に至るまで適切にフォローする。

② 組織体制

以下のような組織体制を確立し、機能的な運用を図る。



③ 相談体制

- ・ スクールカウンセラーによる相談活動(週5日)実施
- ・ 定期アンケート実施
- 定期相談活動実施
- ・ スパーバイザー、スクールソーシャルワーカー、教育相談コンダクターの巡回
- ・ 必要に応じてスクールソーシャルワーカーとの連携

④ 教育委員会との連携

いじめが発生した場合、速やかに教育委員会に報告をする。連携をしつつ、きめ細かな状況把握を行い、教育委員会の指導助言を受け適切な対応に努める。

⑤ 校内研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施する。

⑥ 外部諸機関との連携

いじめが発生した場合、必要に応じて児童相談センター、警察等の外部諸機関と連携をしつつ、早期の解決をめざす。

(2) 指導の方針

① 指導の重点

- 命を大切にする心、人を思いやる心をあらゆる場を通して育てる。
- ・ 教育相談アンケートや教育相談活動を定期的・計画的に実施する。
- 未然防止・早期発見・早期解決に努める。
- ・ 情報モラル教育を進める。

校内の指導体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

② 全ての生徒への指導

- ・ 全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒にもたせる。
- ・ いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えて いる生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ・ 特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、 友人、教師、親に必ず相談するようにすること(まして、自分を傷つけたり、死を選んだ りすることは絶対にあってはならないこと)を伝える。
- ・ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜びについて体得させる。
- ・ 道徳教育の充実を図る。また、 奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係 や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ・ 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてど う関わったらよいかを考え、主体的に取り組むようにする。

③ いじめる生徒への指導・措置

- ・いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ・いじめを行う生徒に対しては、一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することができる。さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめる生徒に対し出席停止の措置を講じたり、適切な関係機関の協力を求め厳しい対応策をとったりすることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については、警察との連携を図る。

3 いじめの未然防止のために

<重点目標>

- いじめを許さない子どもを育てる教育活動の充実
- いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実
- 教育相談活動の充実
- いじめに係る教師の人権意識

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道

徳教育を推進する。生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上を 図る。

(2) 生徒の主体的な活動の推進

学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、生徒自身の主体的な活動を推進する。また、その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意点

教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したり することのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の 障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し た情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導 及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる 生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留 意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外 国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援 を行う。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性 障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な 対応について周知する。

<危機管理の心構え「さしすせそ」の確認>

さ:最悪を考え し:慎重に す:すばやく

せ:誠意をもって そ:組織的な対応を

4 いじめの早期発見について

- (1) いじめを発見する手だて
- ① 日常の生活から
 - ・ 登校後、授業中、休み時間、給食中、清掃中などで、気になる様子に目を配る。
- ② アンケート調査から
 - ・ 学校独自に作成した「学校生活アンケート」を実施する。
 - ・ 教育委員会が作成した「いじめアンケート」を実施する。
 - ・いじめの早期発見等を目的として、定期的に実施しているアンケートの記録等は、<u>原則</u> として5年間保存する。また、個別の重大事態の調査に係る記録(アンケート、個人面 談の記録、いじめの通報、相談内容の記録、児童生徒に対する聞き取り調査を行った際

の記録等)についても、少なくとも5年間保存する。これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこととする。被害児童生徒・保護者からの保存 年限を改めて設定することも考えられる。

③ 教育相談から

- ・ 定期的に実施したり、アンケートをもとにしたりして随時実施する。
- ・ スクールカウンセラーと連携し、情報収集に努める。
- ④ いじめ問題に対応する年間指導計画(別紙参照)の作成
 - ・ 定期的に取り組むことで、個の変容を把握する。
- ⑤ 保護者や地域からの情報提供から
 - ・ いじめ問題に対する学校の方針や取組を保護者や家庭に周知しておく。また、子どもの 変化の様子を読み取れるよう「チェックポイント」用紙を配布する。
 - PTA、学校評議員、民生児童委員等から情報収集する。
- ⑥ 学級内の人間関係を客観的に捉える。
 - ・ 学級集団分析尺度ハイパー Q-U テストを実施し、客観的な資料として活用する。
- (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ不登校対策委員会に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

(3) いじめの認知

いじめの認知に関しては、「自分よりも弱い者に対して一方的」「継続的」などの過去のい じめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめ られた生徒の立場に立っていじめを積極的に認知する。

5 いじめの解決に向けて

- (1) 正確な実態把握・情報収集
 - ・ プライバシーに配慮しながら、関係する生徒(被害者・加害者)、周囲の生徒、いじめ のきっかけなどを聞き取り、記録をする
 - 個々に聞き取りをすることを原則とする。(被害者→周囲の生徒→加害者の順が望ましい)
 - 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- (2)対応の方針
 - ・ 指導のねらい・方法を明確にする。
 - ・ 全職員の共通理解を図る。
 - 関係する生徒、保護者等と対応する教職員の役割分担の確認をする。
 - 教育委員会や教育関係諸機関と連携を図るようにする。
- (3) いじめを受けた生徒への対応
- ① 受容・傾聴・共感の立場で
 - ・「最後まで守ってくれる」という安心感を与え、必ず解決させるという強い意志を表す。
 - ・ 仕返しなどの不安感を取り除き、支援の姿勢を示す。

- ・ 生徒の立場に立って理解し、信頼関係をつくり、精神的苦痛を共感的に理解する。
- ・ 悩みを自分だけで、抱え込ませず、必ず親、兄弟、教職員、友達、スクールカウンセラーなど誰かに相談することの大切さを十分指導する。また、短絡的な行動をおこさないように、「命の大切さ」や「生きることの素晴らしさ」を教える。
- ・ 活躍の場や機会を多く設定し、自ら進んで取り組める中で認め励ます。
- ② 共に解決を考える

生徒の解決に向けての希望を受け入れる。

1

- 寄り添う気持ちで、共に解決方法を考える。
 - ・ 友人関係に気を配り、授業以外の諸活動においても具体的な行動の取り方を相談する。
 - ・ 全教職員で子どもの毎日の生活をしっかりと見守る。

③ 緊急避難としての対応

- ・ 本人及び保護者の同意により、緊急避難として別室での登校、または一時欠席等の弾力 的な対応を行う。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者への対応
- ① 保護者の思いを共感的に受け止める
 - ・ 毅然とした態度でいじめ解決に取り組む姿勢で、事実関係を正確に知らせ、保護者の 意向や考えを謙虚に聞く。
 - ・ 一方で、加害者への一方的な非難にならないように気を配りながら、いじめ解決に向けての取組を理解してもらい、協力を得るようにする。
 - ・ いじめの訴えはもちろんのこと、その他のどんな些細な相談でも真剣に受け止めて、 誠意ある対応に心がける。
- ② 学校の方針について理解を求める
 - ・ 学校として徹底的に、生徒を守り、支援していくことを伝える。
 - ・ いじめ解決に向けた具体的な手立てを提示し理解を求め、進捗状況を伝える。
- ③ 家庭との連携
 - ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等をすべて保護者に伝える。
 - ・ 学校での生活の様子を、家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行う等、継続的に保護者と連携を図る。
 - ・ 場合により、緊急避難としての別室での登校、または欠席等の弾力的な対応も相談していく考えを伝える。
 - ・ 家庭においても生徒の様子に十分注意をしてもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように協力を求める。
 - ・保護者からも「命の大切さ」や「人生」について一緒に考える大切さを伝える。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」 状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件 が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。 ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの 行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に 対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) いじめた生徒への対応

① 指導の基本

- ・ いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨むが、いじめを行った背景にも留意しつつ指導に当たる。
- ・ 自分の行為を内省させ、これからの自分の言動を考えさせる。

② 事実の確認

・ いじめられた生徒の聞き取りをもとに、事実確認を行う。

③ 指導の留意点

- いじめを許されない行為であると理解させ、自分が加害者であるということを悟らせる。
- ・ いじめに至った自分の心情等を振り返させ、今後の言動について考えさせる。
- 指導後も、心の成長となるような関わりを続けていく。

(6) いじめた生徒の保護者への対応

- ① 事実関係を正確に伝え、その場で事実確認をする。
 - ・ 事実を経過と共に伝え、冷静に話を聞いて、いじめをしたという自覚があるか、また自 分のほかに中心的な存在がいるか等を確認する。

② 学校の取組の説明

- ・ 学校としての今後の方針を説明し、理解・協力を得る。
- ・ いじめを与えた生徒に謝罪等について話し合う。
- ・ いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために出席停止等の必要な措置を講ずることもある。いじめの加害者である生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。

③ 家庭における取組

・ いじめられる側の心情を十分に説明し、今後の人生や生き方などについて一緒に考えて

もらう。

- ・ 保護者の謝罪などの言動が、何より生徒の言動を正すことになることを説明する。
- (7) 周囲の生徒への指導
- ① 指導の基本
 - ・ 直接関わらなくても、いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とし た指導で臨む。
 - ・ いじめは、個人の問題だけでなく、学級や学年などの集団全体の問題として対応する。

② 事実確認

- ・いじめのことを話すことは、人権と命を守る正当な行為であることを理解させる。
- ・ いじめのことを話すことで、自分が不利にならないことを理解させ、新たないじめにつがらないようにする。

③ 指導の留意点

- ・ 周りにいる自分も、いじめている生徒への暗黙の是認となり、いじめられている生徒にとって、その行為を強化する働きをしていることを理解させる。
- ・ いじめられている生徒が、自分たちをどう見ていたかを考えさせ、これからどうすべきか 考えさせる。
- ・ 学級活動や道徳の学習で、いじめられている生徒の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導することが大切である。

6 インターネット上のいじめについて

- (1) インターネット上のいじめを未然防止する指導
- ① 生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- ② インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため 生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、 動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどま らず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼ すものであることを指導する。
- ③ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ④ 自画撮り被害に遭わないよう、インターネット上の危険やリスクを指導する。
- (2) インターネット上のいじめの対応
- ① 内容の把握
 - ・ 誹謗中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあったサイトの URL を控えたり、書き込みをプリントアウトしたりして記録する。

② 削除依頼や相談

- サイト管理者に削除依頼をする。
- ・ 掲示板等のプロバイダに削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明 な場合などは、プロバイダへ削除依頼を行う。
- 事態が深刻な場合や判断に迷う場合は、警察の指導を仰ぐ。

7 重大事態の対応について

- (1) 重大事態 「いじめ防止対策推進法第28条第1項」
- いじめにより当該学校に在籍する児童等の<u>生命、心身又は財産に重大な被害</u>が生じた疑い があると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくさ れている疑いがあると認めるとき。

a 生命、心身又は財産に重大な被害

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合

b相当の期間学校を欠席

- 年間30日程度の欠席があった場合
- ※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑 い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その 時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとし ても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒や保護者からの申立 ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしな いまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態であると判断した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー 図」(資料1)に基づいて対応する。
- ② 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に 応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ③ 調査結果については、被害生徒、保護者に対して教育委員会の指導のもと、適切に情報を提 供する。

8 学校の取組に対する検証・見直し

① PDCAサイクル

いじめ対策年間指導計画(資料2)の取組については、(PLAN→DO→CHECK→AC TION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

- ② 教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート を年に1回実施(1月)し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- ③ 迅速な情報の共有

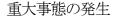
スクールカウンセラーによる相談活動(週5日)・定期アンケート・定期相談活動の情報は早 急に全職員で共有し、現在の取組を即時見直す体制をつくる。

9 おわりに

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識し、「弱いものをいじめることは人として許されない」という立場から、学校は毅然とした態度で臨まなければならい。

また、社会の急激な変化に伴う、インターネット等の新しいいじめの形態にも対応できるよう に研修を深めるとともに、ことあるごとに本校の基本方針の内容を検討していく必要がある。

【重大事態の対応フロー図】





教育委員会へ重大事態の発生を報告



教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の 在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※ 希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止にけた取組を検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を行う。

<いじめ対策年間指導計画>

弥富中学校

	いじめ・不登校対策委員会		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4 月	P	○いじめ対策に係る共通理解・ いじめ対策会議編成 【職員 会議】	○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】○保健指導(心と体の成長)○情報モラル指導	○学校間、学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ○身体測定	○PTA総会 ○公開授業
5 月	D		○「ハイパーQUテスト」の実施○マナー講座 (中学2年)○携帯スマホ教室○1 年オリエンテーション校外学習		○部活懇談会 ○PTA役員会
6 月		○いじめ不登校対策委員会の実施	○QU学習会 ○職業学習 ○学校保健委員会	○教育相談アンケートの実施○「学級の諸問題」【学級活動】	○学校評議員との情報交換○青少年健全育成推進大会○部活懇談会
7月	Ç	○現職教育「いじめの認知」 ○現職教育		○担任・部活顧問等の観察	○三者懇談
8 月		○教育相談に係る研修○現職教育	○教育相談に係る研修講座の参加	○担任・部活顧問等の観察	○三者懇談 ○PTA役員会
9 月	A	○いじめ不登校対策委員会の実 施	○行事 (学校祭) をとおした人間関 係づくり	○生活アンケートの実施(市教委作成)	○保護者の学校祭参加
10	P	○現職教育「いじめの早期発見 と指導の在り方」	○保健指導 (心の健康)	○教育相談アンケートの実施○教育相談の実施	○PTA役員会 ○学校公開
11	D	○現職教育	○福祉実践教室 ○広島研修	○「学級の諸問題」【学級活動】○担任・部活顧問等の観察○教育相談アンケートの実施	○三者懇談
12	Č	○現職教育「人権」	○人権週間 (講話・道徳・委員会等) ○赤い羽根募金活動	○担任・部活顧問等の観察	○三者懇談 ○中学校入学説明会 ○弥富市生徒指導連絡協議会
月		○教育相談に係る研修○学校評価アンケート(児童生 徒・保護者・教職員実施)		○教育相談の実施	○保護者への学校評価アンケート○PTA役員会
2 月	A	○現職教育	○保健指導(心と体の健康)○卒業生を送る会	○「学級の諸問題」【学級活動】○部活動アンケートの実施○部活動相談の実施○教育相談アンケートの実施	○民生児童委員との情報交換○学校評議員への参観○学校評議委員会で「自己評価」の評価を行う。○学校保健委員会
3 月		○いじめ不登校対策委員会の実施○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成○小中の情報連携のための連絡会	○担任・部活顧問等の観察	○弥富市生徒指導連絡協議会○三者懇談
年	₽	○いじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話○道徳教育、体験活動の充実○分かる授業の充実	○いじめ対策についての共通理解【隔 週実施の生徒指導部会】 ○健康観察の実施 ○SCによる相談	○学年PTA

[※] いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。